

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立できる環境を整えることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2016 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日

2. 雇用環境の整備に関する事項

- 1) 男性の子育て目的の休暇の取得促進
- 2) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施
 - (1) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
 - (2) 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇および育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
 - (3) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務内容の見直し
 - (4) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供
 - (5) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
- 3) 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施
 - (1) 3 歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
 - (2) 3 歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度
 - (3) フレックスタイム制度
 - (4) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
- 4) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

3. 次世代育成対策に関する事項

地域において子どもとの健全な育成のための活動等を行う N P O 等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

4. 女性の活躍推進に関する取組の内容の概況

1) 当社の課題

乗務職に占める女性の割合が低い

2) 目標

乗務職に占める女性の割合を 10%にする

3) 取組内容

2016 年 4 月～

- (1) ホームページの採用情報の充実化を図る
- (2) 子育てを行う女性乗務員が就業を継続し、活躍できるような勤務形態について検討する
- (3) 女性乗務員が働きやすい、または働きがいのある職場環境について検討する

2018 年 4 月～

- (2) (3)について制度化および環境改善を図り女性乗務員の採用につなげる